

|  |                                                        |  |
|--|--------------------------------------------------------|--|
|  | <p>&lt;コラム 1&gt; 板橋市場における</p> <p>徹底したごみ減量作戦を紹介します！</p> |  |
|--|--------------------------------------------------------|--|

### きれいで清潔な板橋市場

板橋市場は、東京都中央卸売市場の 11 市場のうち最も清潔な市場を自負する市場です。

板橋市場では、廃棄物や場内道路交通、場内衛生の保持などに関し、「板橋市場における市場業務に係る運営規約」を定め、場内業者はもちろん、場外の業者に対しても、その取組の遵守を求めています。

この板橋市場のごみ減量化の取組は、他市場の取組の参考になるものと考えられるので紹介します。

### 【最初の取組は会社トップのリーダーシップと現場主義!!】

板橋市場では、市場利用者に市場内の清潔の保持や環境対策の必要性を認識してもらうことがなかなか難しい状況にありました。

こうした状況に対し、個人ではなく、卸会社のトップや市場協会の幹部が毎朝 5～6 時に市場内を巡回してごみを拾い、現場で問題を発見したら、その場で指導する取組を行いました。トップのリーダーシップ、会社組織を活用した組織的対応、そして現場主義の徹底により、次第に市場利用者への理解が進み、市場全体への取組として発展していきました。その結果、市場全体が環境を意識するようになり、現在は、大変清潔な市場となっています。

#### (1) ごみは持ち帰ることが原則です

生産地からのごみは、持ち帰ることを原則としています。立て看板などを利用して、貨物自動車の運転者等へ協力を呼びかけています。持ち帰りができない場合に限り、集積場へ搬送することとしています。

集積場に排出する際には、指定のごみ袋を使用します。また、集積場には、常時人を配置して、ごみの出し方をきちんと指導しています、

可燃ごみ、発泡容器、その他のごみについては、適宜排出量が記録されています。また、発泡容器の場合には、排出者と排出量も記録するなど、いたずらに廃棄量が増えないような取組がなされています。

## ○パレットは、持ち込んだ者が責任をもって場外へ排出します

パレットについては、次のような取決めをしています。

- ① 「壊れたパレットは市場内に持ち込まないでください」と看板、チラシでPRするとともに、持ち込んだ者は責任を持って場外に搬出すること
- ② パレットは危険防止のため２メートル以上高く積まないこと

使用済み木製パレットのうち、修理によって再度使用できるものについては、会社の役員自らが修理・再生を行い、再利用しています（一日平均で 60 枚程度が修理・再生され、年間約 6 0 0 万円の経費節減となっています）。パレットの再利用は、資源の有効活用として効果があるだけではなく、廃棄パレットとして処理する場合に必要な経費が不要となり、また新規パレットを投入する費用も省けるなど、二重の意味で費用の低減に役立っています。

このような取組が功を奏し、平成 17 年 11 月中旬以降、廃棄パレットの排出量ゼロの日々が続いています。

## ○分別は徹底に行っています

廃棄物の分別については、可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック類、発泡スチロール類、粗大ごみ、ビン類、缶類、パレット、段ボール、その他に分けるとともに、その具体的な例や処理方法を集積場に表示しています。

このような徹底した分別を行うことで、集積場の清潔さが保たれており、病害虫の発生も防ぐことができ、衛生環境の保持に役立っています。



分別の徹底されたごみ集積場

## (2) 不法投棄は許しません

不法投棄は、種ごみと呼ばれる一部の投棄ごみが次のごみと呼び寄せて起こることから、最初にごみを捨てさせない取組が重要です。

そこで、監視カメラを設置し、それを卸売場から常時監視しており、不法投棄を発見した場合には、直ちに放送による警告・指導を行い、投棄を未然に防いでいます。

また、環境指導員や警備員が定期的に巡回を繰り返し、ごみを出させない雰囲気を作り出しています。

### ○環境指導員が日々巡回しています

市場協会や都職員など、約 50 名を環境指導員として指名し、場内の衛生環境を保持するため、日々定期的な巡回を行っています。

不法投棄や持込ごみを廃棄させないため、早朝から何度も巡回を行っています。環境指導員は、黄色の腕章を着用しています。



環境指導員が着用する腕章

### ○事業者ごとにごみ排出量を記録します

廃棄物の量を減少させるには、ごみ袋の有料化などの取組だけでは不十分であり、さらに排出者責任を徹底させ、誰がどのくらいの廃棄物を排出しているかを把握することが重要です。

板橋市場では、ごみの排出量をきめ細かく記録しており、どの事業者がどの程度のごみを排出しているのかが把握できるようになっています。

### ○ごみの排出は時間制です

平成 17 年 11 月からごみ集積場へのごみ持ち込みは、開市日の午前 4 時から午後 6 時までとしており、不法投棄や火災等の予防を図っています。（花き部においては開市日の正午から午後 6 時まで）

発泡容器については、市場内の発泡溶融機により溶融固化していますが、その稼働時間を大幅に短縮するとともに、受付の時間についても絞込みを行っています。また、ここに排出される発泡スチロール容器については、その排出者と排出量が明確にわかるようになっています。

### ○ごみ集積場を有効活用しています

タケノコの水缶は、そのまま廃棄せずに市場協会の幹部が専用の機器を用いて小さくたたんで排出しています。搬出コストの削減となるほか、省スペース化による集積場の有効活用ときれいな集積場づくりに貢献しています。

### ○リサイクルへの取組

板橋市場では、自動販売機についても再生利用が可能な紙コップ化を積極的に推進しています。また、スチール缶とアルミ缶を分別収集しています。今後の取組としてリサイクルが可能なものは、すべて積極的にリサイクルを進めていく方針を立てています。

## (3) 市場に出入りする車両を管理する実証実験を開始します

板橋市場では、市場に関係ない車両が場内に入り込み不法投棄をすることのないよう、あらかじめ登録していない車両は、警備員の確認を得ないと入場できなくなるシステムを試験的に導入します。

その概要は、以下のとおりです。

- ① 場内への入場口を一つに限定し、その入り口にゲートを設置します。
- ② 市場関係業者等、常時市場を利用される方には、あらかじめ I C タグを配布するか、E T C 機器の番号を登録していただきます。
- ③ 出荷するために入場する車両で、E T C 機器を車載している場合は、第 1 回目入場時に生産者車両登録を行っていただきます。2 回目以降入場する場合は、自動的にゲートが開きます。また、近在の産地等で定例的に常時入場する車両へは、I C タグを配布します。
- ④ I C タグを持っているか、E T C 機器の番号の登録を済ませている方が入場する場合は、ゲートに設置した読取り機器が I C タグ又は E T C 情報を自動で読み取って、ゲートが開きます。
- ⑤ I C タグがなく、E T C 機器の番号の登録も行っていない車両が入場しようとする場合は、入場口のゲートが開きません。警備員が氏名や来場目的を確認してからゲートを開け、入場することになります。

このシステムによる実証実験は、平成 20 年度から開始します。

## (4) 市場は常に清潔を保ちます

場内では、喫煙場所 5 箇所を指定し、卸売場、仲卸売場、関連事業所内は終日禁煙としています。その他の場所においても分煙化を進めています。また、たばこの投げ捨ては絶対禁止としています。（毎日数回場内放送を流し、その徹底を図っています）

このほか、段ボールの底や蓋に使用される金属性の留め金についても、磁石を用いた特殊台車を製作し、鉄くずの回収を行っています。